

高槻市 子ども未来部
子育て支援課

高校生等及び児童扶養手当受給世帯への臨時支援事業にかかる集荷・梱包・配送業務委託に関する回答書

令和7年11月6日公告の「高校生等及び児童扶養手当受給世帯への臨時支援事業にかかる集荷・梱包・配送業務委託」に係る質問について、下記のとおり回答いたします。

記

項番	質問内容	回答
1	JAたかつき総合営農センターからの集荷日程が12月26日（金）までの指定がされていますが、12月20日～23日間で調整は可能でしょうか。	初回納品は12月26日までに行う仕様で精米の購入契約を締結しています。お尋ねの件については、仕様書8(1)ウに記載している契約締結後の三者協議で調整することが考えられます。
2	対象世帯データ変更の反映はどの段階まで必要でしょうか。	データ引き渡し後においても、対象者からの配送先変更の申し出に対応する必要があるため、原則、配送期間中は、個別のデータ変更が発生するものと考えてください。
3	JAたかつき総合営農センターからの集荷はパレットと想定していますが、1パレットの積み付け数はいくらでしょうか。	パレットの積み付け数については、現時点では把握できておりませんが、項番1の回答と同様に、契約締結後の三者協議の際に、希望の積み付け数で納品するなどの調整が考えられます。
4	JAたかつき総合営農センターからの集荷に使うパレットの仕様（縦×横の長さ）	1m×1mの正方形のものとなります。
5	集荷に使用したパレットの業務終了後の扱い。余った精米と共に返却か別途返却が必要か。	返却方法に指定はありませんが、配送期間中であっても、2回目以降の集荷の際等に使用済みのパレットの返却を依頼することもあると聞いています、その際は対応をお願いします。